

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

| | |
|-------------|---|
| 事業所又は施設名 | 小規模特養いづみ・ショートステイいづみ・小規模多機能いづみ |
| 申請するサービスの種類 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・(介護予防) 短期入所生活介護 ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 |

| 措 置 の 概 要 | |
|---|--|
| 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 | |
| ① 窓口設置場所 | 所在地 愛媛県宇和島市泉町1丁目1番40号 事業所名 小規模特養いづみ・ショートステイいづみ・小規模多機能いづみ 電話番号：0895-23-1030 F A X番号：0895-23-1035 |
| ② 窓口開設時間 | 9時00分から17時00分（土日祝も可） |
| ③ 担当者 | 役職名：管理者 ※担当者が不在の時は、他の職員が基本的な事情については対応を行い、そのあとで必ず担当者 に引き継ぎを行います。 |
| ④ 苦情解決責任者 | 管理者 |
| ⑤ 第三者委員 | 兵頭 弘一 宇和島市三間町田川 282 連絡先 0895-58-4641 井門 哲夫 宇和島市泉町 2丁目 1-14 連絡先 0895-22-5232 松下 茂生 宇和島市泉町 1丁目 1-26 連絡先 0895-22-2647 |
| 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 | |
| (1) 苦情の受付 苦情は面接、電話、書面などにより担当者が随時受け付けます。 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。 | |
| (2) 苦情受付の報告・確認 担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。 | |
| (3) 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。 | |
| (4) その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。 なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。 ア．第三者委員による苦情内容の確認 イ．第三者による解決案の調整・助言 ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認 | |
| 【原因の把握】 利用者宅に訪問し、受け付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し、了解を得ます。また、速やかに解決と指示、伝言します。 | |
| 【検討会の開催】 苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと対応策の協議を行います。 | |
| 【改善の実施】 利用者に対し、対応策を説明して同意を得ます。改善を速やかに実施し改善状況を確認します。 (損害を賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。) | |
| 【記録】 サービスの質が高まるよう、苦情相談の受付から解決・改善までの経過と結果を記録し、完結後5年間保存します。 | |
| 3 その他参考事項 | |
| 【解決困難な場合】 保険者に連絡し、助言、指導を得て改善を行います。また、解決できない場合は、協議の上、国保連への連絡も検討します。 | |
| 【再発防止】 同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業員へ周知するとともに「苦情処理マニュアル」を作成、改善し、研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービスの質の向上を目指します。 | |
| 4 行政機関その他の苦情受付機関 | |
| ①愛媛県南予地方局地域福祉課 所在地：宇和島市天神町7-1 TEL：0895-22-5211 平日8:30～17:15 | |
| ②宇和島市役所 高齢者福祉課 所在地：宇和島市曙町1 TEL：0895-24-1111 平日8:30～17:15 | |
| ③愛媛県国民健康保険団体連合会 所在地：松山市高岡町101-1 TEL：089-968-8700 平日8:30～17:15 | |
| ④愛媛県福祉サービス運営適正化委員会 所在地：松山市持田町三丁目8-15 TEL：089-998-3477 平日9:00～12:00 13:00～16:30 | |